

第一賠償 シルバー・ゴールド（詳細）

対象となる工事

●**シルバー・ゴールド**（日本国内で行う下記の工事が対象となります。）

広告物の取付、取替、補修、撤去工事、点検（点検業務を追加した場合）およびそれに付帯する工事。

ディスプレイ工事を含みますが、広告目的を伴わない内外装、塗装工事は除きます。

*広告物とは、常時または一定の期間継続して屋内外で表示されるものであって、広告塔、広告建物その他の広告物等に掲出、または表示されたもの、ならびにこれらに類するものをいいます。（その付帯設備を含む。）

*はり紙、はり札工事は対象となりません。

*広告物等の製造工場内の事故は対象となりません。

*請負工事に限られますので、自己のための工事は対象となりません。

保険金をお支払する場合

次の事由に起因して、他人の身体に傷害を与え、または他人の財物を損壊したことについて被保険者（※1）が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。（①は請負業者賠償責任保険、②は生産物賠償責任保険となります。）

①対象業務の遂行（※2）

②対象業務の結果、対象の生産物（基本補償についてはその工事の終了時から5年以内に発生した損害のみ）

請負賠償責任保険については、「塗装作業・溶接作業に起因する損害」や「管理下財物（※3）の損害」についても補償の対象となります。

（※1）被保険者とは加入事業者およびその事業者の仕事に従事しているすべての下請負人をいいます。

（※2）工事遂行中とは、工事着工より発注者への引渡し終了までをいいます。（工事現場における資材、広告物などの輸送用具からの積み下ろし、積込中の事故も補償の対象となります。）

（※3）「管理下財物」とは被保険者が占有・使用している財物、被保険者が直接作業を加えている財物、被保険者が他人から借りている財物をいいます。ただし、リース・レンタル品や支給財物についてはオプションへの加入が必要です（ただし、プラチナでは自動付帯となります）。

（注）保険期間中に日本国内において発生した事故に限り対象となります。なお、シルバー、ゴールドの基本補償の生産物賠償責任保険においては、対象工事の結果に起因する事故が保険期間中に日本国内において発生し、かつその対象工事の終了時から5年以内に発生した損害に限り対象となります（都道府県市等の行政による屋外広告物条例にもとづく許可が更新されている物件は更新された期間が対象）また、引渡し後5年以内に構造上の補強を目的とする補修工事が行われた場合には、補修完了日から5年間補償期間が延長されます。ただし、看板の色を塗り替える等の作業は目的が異なるため、補償期間は延長されません。

お支払する保険金

次のような損害賠償金や諸費用をお支払いたします。

1. 法律上の損害賠償金 ※賠償責任の承認賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。
2. 引受保険会社の書面による同意を得て支出した賠償責任に関する訴訟費用・弁護士費用等の争訟費用
3. 求償権の保全・行使またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
4. 賠償責任が無いことが判明した場合において、応急手当や護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出した費用
5. 引受保険会社の要求に伴う協力費用
6. 初期対応費用
この保険の対象となりうる事故が発生した場合に、その事故に対応するために被保険者が支出した担当者の現場派遣費用、事故現場の保存費用・取り片付け費用、事故原因調査費用、通信費、事故が他人の身体の障害であるときの見舞金・見舞品購入費用等で社会通念上妥当な費用
7. 訴訟対応費用
この保険の対象となる事故が発生し、第三者から損害賠償請求訴訟がなされた場合に訴訟対応のために被保険者が支出した使用人の超過勤務手当・臨時雇用費用、事故原因の調査費用、文書作成に必要な費用等の社会通念上妥当な費用

保険金のお支払方法

前記1の損害賠償金については、その額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いたします。

前記2～5の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、2の争訟費用について、1損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷1損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いたします。

6、7の費用は、その額から免責金額を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いたします。

保険金をお支払いできない主な場合

【請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険共通】

- ① 保険契約者、被保険者の故意
- ② 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ③ 他人との特別な約定により加重された賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が業務従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑤ 排水・排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任
- ⑥ 汚染物質の排出・流出・溢出または漏出に起因する損害（ただし、排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に発見され、通知された場合を除きます。）
- ⑦ 石綿（アスベスト）、石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性に起因する損害
- ⑧ 核燃料物質、核原料物質、放射性元素、放射性同位元素等の有害な特性またはその作用に起因する損害
- ⑨ 被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物の正当な権利者に対し負担する賠償責任（請負業者賠償責任保険では、管理下財物損壊担保特約等により一部補償の対象となります。） 等

***風災による事故の取扱いについて**

台風のような広域災害によって不可抗力的に看板・広告物が外れ、他人に損害を与えた場合には、施工者に法律上の損害賠償責任が生じる可能性は低く、賠償責任が生じない場合は本保険制度の補償対象にはなりません。

一方、看板・広告物の取付にミスがあったために、通常なら外れない程度の風によってこれらの看板・広告物が外れて他人にぶつかり、怪我を負わせたり財物を壊した場合には、施工者に法律上の損害賠償責任が生じる可能性が高くなります。

【生産物賠償責任保険】

- ⑩ 施工後5年を経過した対象工事の結果に起因する事故（プラチナの追加補償は除く）
- ⑪ 被保険者が故意または重過失により法令に違反して製造・販売・提供した広告物または行った仕事の結果に起因する損害
- ⑫ 仕事の目的物のうち、事故原因となった作業が加えられた財物自体の損壊・使用不能 ※ガラス面へのシート加工時を除きます
- ⑬ 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合 等

【請負業者賠償責任保険】

- ⑭ 地下工事、基礎工事、土地の掘削工事に伴う地盤変動、土砂崩れ、振動等による土地、工作物等の損壊
- ⑮ 自動車、原動機付自転車、航空機の所有・使用・管理（ダンプカー以外の作業場内工作車を除く。「作業場内」とは仕事を行っている場所であって、不特定多数の人の出入りが制限されている場所をいいます。）
- ⑯ ちり・ほこり、騒音に起因する損害
- ⑰ 広告目的を伴わない内外装工事によって生じた事故（プラチナの追加補償を除く）
- ⑱ 被保険者がリースで借りている建機、発注者から支給された資材等の財物の損壊（プラチナを除く。また、シルバー・ゴールドに加入する場合、オプションでお引き受けしています。） 等

*「塗装作業・溶接作業に起因する事故」を補償しております。しかし、飛散防止対策等、損害発生の予防措置を取らずに行われた作業による塗料・塗装用材料・鉄粉・鉄錆・火の粉の飛散または拡散による事故の場合、「事故の偶然性」が認められず、保険約款上の免責となって保険金が支払われません。